

入院基本料等に関する事項 ②

【令和 8年 7月 1日 現在】

DPC対象病院について

当院は、厚生労働大臣が指定する「DPC対象病院」に該当するため、一般病棟(特定集中治療室を含む)の患者様に係る入院療養に要する費用の額は、「診断群分類点数表」により包括評価と出来高評価を組み合わせで算定いたします。

※診療報酬点数 =
包括評価 × 当院の医療機関別係数(1.5579) + 出来高評価

【当院の医療機関別係数】		1.5579
基礎係数(Ⅲ群)		1.0583
機能評価係数Ⅰ	急性期病院A一般入院料	0.1451
	紹介重点医療機関入院診療加算	0.0220
	診療録管理体制加算1	0.0027
	医師事務作業補助体制管理加算1(15対1)	0.0341
	急性期看護補助体制加算(25対1)5割以上	0.0576
	看護職員夜間配置加算(12対1配置加算1)	0.0264
	地域加算(3級地)	0.0039
	医療安全対策加算1	0.0051
	(医療安全対策地域連携加算1)	0.0016
	感染防止対策加算1	0.0227
	(注2指導強化加算)	0.0010
	微生物学的検査体制加算 注5	0.0010
	地域支援・医薬品供給対応体制加算3	0.0021
	病棟薬剤業務実施加算1	0.0182
	データ提出加算2のイ(200床以上)	0.0049
	電子診療情報連携体制整備加算2	0.0022
	検体検査管理加算(Ⅳ)	0.0145
	地域医療体制確保加算	0.0230
機能評価係数Ⅱ		0.0872
救急補正係数		0.0243

但し、入院期間Ⅲを超えて地域包括ケア病棟にご入院中、治験対象期間中のご入院及び歯科・歯科口腔外科にてご入院の場合など、診断群分類点数表より除外となる場合は、「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」により算定いたします。